

新会員規程

平成 7 年 9 月 27 日制定
平成 8 年 4 月 1 日施行
平成 14 年 2 月 13 日改訂

第 1 条(総則) 財団法人日本自然保護協会(以下、本協会という)寄附行為第 40 条に規定する会員については、この規程の定めるところによる。

2 .本協会々員は寄付協力者であり 会員の意見 行動等は本協会を代表するものではない。

第 2 条(会員の種類と会費) 会員は以下に定める5 種・7区分とし、総称してサポーター と呼ぶことがある。

- | | |
|----------------|---|
| 賛助会員 ... | 年額 100,000 円の会費 (会費としての寄付金、以下会費という)を1 口以上納入し、本協会の維持発展への支援を通じて自然保護の推進に寄与する団体もしくは個人 |
| 団体会員 ... | 年額 15,000 円の会費を1 口以上納入し、自然保護の啓発のために相互協力する団体 |
| 普通会員 ... | (1)普通会員は以下に定める3区分とする
1)個人会員 年額 5,000 円の会費を1 口以上納入し、自然保護の継続的な推進を支えたと共に、本協会の自然保護事業を支援する個人
2)ファミリー会員 年額 8,000 円の会費を納入し、自然保護の継続的な推進を支えたと共に、本協会の自然保護事業を支援する家族
3)ユース会員 年額 3,000 円の会費を納入し、自然保護への意欲と関心が高い、満 22 才となる誕生日以前に会員登録する個人
(2)上記、普通会員 1) 2) 3)の中で、別途定めるNACS-J 自然観察指導員登録規程に基づいて指導員に登録された者を、便宜上、指導員会員と呼ぶ |
| 寄付サポーター ... | 年額 1 円以上の寄付金を直接納入し、本協会の特定の自然保護事業を支援する個人もしくは団体 |
| アクションサポーター ... | 本協会の寄付協賛事業への支援 (広報業務への無償の労力提供、寄付金獲得等の催事への運営参加、電子情報 寄付金付き刊行物及び会報を通じた寄付企画の普及)を通じて、寄付金を間接的に提供する個人もしくは団体 |

第 3 条(会員の登録と抹消) 各会員は、以下に定める手続きをもって登録するものとする。

- 2 .賛助会員・団体会員・寄付サポーター は、会費の納入と住所、氏名 (又は団体名)、電話番号の本協会への届出をもって登録申請とし、年度単位 (当年 4 月 ~ 翌年 3 月)で登録し、会費受理日が属する年度を登録期間とする。
- 3 .個人会員・ファミリー会員は、会費の納入と住所、氏名、電話番号の本協会への届出をもって登録申請とし、月単位 (当月 16 日 ~ 翌月 15 日)で登録し、会費受理日が属する登録月から 1 年間を登録期間とする。
- 4 .ユース会員は、会費の納入と住所、氏名、生年月日、電話番号の本協会への届出をもって登録申請とし(高校生以下の未成年の場合には、保護者の承認を要する)、月単位 (当月 16 日 ~ 翌月 15 日)で登録し、会費受理日が属する登録月から 1 年間を登録期間とする。
- 5 .アクションサポーター は、本協会の寄付協賛事業に参加する際の住所、氏名 (又は団体名)、電話番号の本協会への届出をもって登録申請とし、年度単位 (当年 4 月 ~ 翌年 3 月)で登録し、会員名簿への記載日が属する年度を登録期間とする。
- 6 .賛助会員・団体会員・普通会員は、寄付サポーター・アクションサポーター に重複して登録することができる。
- 7 .いずれの会員も、継続手続きは簡略化することができる。
- 8 .次のいずれかの場合には、会員登録を抹消する。

会員登録抹消の申し出が会員本人又は代理の親族からあったとき

1 年以上会費が滞納されたとき

9 .いったん納入された会費は、寄付金としての性格から、理由のいかんを問わず返還できない。

第 4 条(会員への便宜等) 本協会は、会員に対し以下のことを行う。

会費領収書

本協会は、賛助会員・団体会員・普通会員 に対しては、会員からの申し出があった場合に会費領収書を発行し、その他の場合は会費送金時の金融機関の記録をもって領収書に代えるものとする。

寄付金領収書

寄付サポーター に対しては、1,000 円以上の寄付金を納入した会員 に対し寄付金領収書を発行し、1,000 円未満の場合は、会員からの申し出があった場合に発行する。

会報及び事業・会計報告の作成

本協会は、定期刊行物としての会報を作成すると共に、会員に向けた年次の事業報告及び会計報告を作成し、会報及びホームページに掲載する。

会報の発送及び事業・会計報告の方法

本協会は、以下の会員に対して会報を送付する。但し、会員本人からの申し出があった場合には、送付しないものとする。

(1)賛助会員に対しては、会費 1 口あたり毎号 5 冊以下 (会員からの申し出による)を送付する。

(2)団体会員に対しては、会費 1 口あたり毎号 1 冊を送付する。

(3)普通会員に対しては、毎号 1 冊を送付する。

(4)寄付サポーター に対しては、年額 3,000 円以上の寄付金納入者には年 1回、当該年次の事業・会計報告が掲載された号を 1冊送付し、年額 3,000 円未満の寄付金納入者にはホームページへの掲載をもって報告に代えるものとする。

アクションサポーター に対しては、事業報告及び会計報告のホームページへの掲載をもって報告に代えるものとする。

2 .本協会は、会員に対する便宜として、本協会事業への優先参加機会の提供・本協会事業における各会員料金の設定・本協会事務所における資料閲覧機会の提供・自然保護や自然観察に関わる物品情報の提供を、必要に応じ実施することができる。

本協会は会員の種類に応じ、以下の便宜をはかることができる。

(1)賛助会員...賛助会員証の提供、共同事業企画への対応

(2)団体会員...自然保護の啓発のための情報交換・共同事業計画への対応

(3)普通会員...屋久島自然観察研修センター・ネイチャーイン制度の利用便宜

(4)アクションサポーター ...寄付協賛事業への参加のための電子媒体による情報提供

第 5 条(会員情報の保護) 本協会及び本協会職員は、会員に関する個人情報について守秘義務を負い、会員名簿 (氏名、住所のすべてが記載されている媒体)は一切公開しない。但し、NACS-J 自然観察指導員 (指導員会員)の登録申請書・名簿の取り扱いについては別途定める。

2 .本協会は、会員にとって利益となると考えられる自然保護情報の提供の際に、会員名簿を使用することができる。但し会員本人からの申し出があった場合には、申し出た会員の個人情報は除外することとする。

第 6 条(付則) 1995 年 9 月 27 日制定、1996 年 4 月 1 日施行の会員規程を改定し、2002 年 4 月 1 日より施行する。